

議案第70号

多可町いじめ防止等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町いじめ防止等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和元年9月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町いじめ防止等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町いじめ防止等に関する条例（平成29年多可町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第36条を第37条とし、第35条を第36条とし、第34条を第35条とする。

第4章中第33条の次に次の1条を加える。

（多可町いじめ防止対策検証委員会の設置）

第34条 町は、いじめ防止等のための対策を策定及び検証するため、推進法第14条第3項及び地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関としていじめ防止対策検証委員会（以下「いじめ検証委員会」という。）を置く。

2 いじめ検証委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議し、その結果を答申する。

（1） いじめ防止等のための対策の策定に関すること。

（2） いじめ防止等のための対策の検証に関すること。

（3） その他、いじめ検証委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 いじめ検証委員会は、いじめ防止等のための対策について教育委員会に意見を述べることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町いじめ防止等に関する条例の新旧対照表

| 現 行 | 改 正 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(個人情報の取扱い)</p> <p>第34条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(町立学校以外の学校への協力要請)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第36条 (略)</p> | <p style="text-align: center;">(多可町いじめ防止対策検証委員会の設置)</p> <p>第34条 町は、いじめ防止等のための対策を策定及び検証するため、<u>推進法第14条第3項及び地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関としていじめ防止対策検証委員会(以下「いじめ検証委員会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>いじめ検証委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議し、その結果を答申する。</u></p> <p>(1) <u>いじめ防止等のための対策の策定に関すること。</u></p> <p>(2) <u>いじめ防止等のための対策の検証に関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他、いじめ検証委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p>3 <u>いじめ検証委員会は、いじめ防止等のための対策について教育委員会に意見を述べることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(個人情報の取扱い)</p> <p>第35条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(町立学校以外の学校への協力要請)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第37条 (略)</p> |